

かんたき 風重要事項説明書

2025年2月現在

1 事業者

事業主体	有限会社 和ケアセンター
代表者	鎌田 和枝
所在地	千葉県浦安市富士見 1-10-21
電話番号	047-355-0693
会社設立年月日	平成 13 年 5 月
併設事業所	なごみ訪問看護ステーション、和ケアセンター居宅介護支援事業

2 事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 かんたき風
管理責任者	鎌田 和枝
開設年月日	令和 5 年 12 月
事業所番号	1293200273
所在地	千葉県浦安市富士見 1-7-16
電話番号	047-314-8773
敷地概要・面積	249.58 m ²
建物概要	木造

3 主な設備

宿泊室	5 室（個室 4 室 2 人部屋 1 室 8.96 m ² ）
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	3 箇所（内 1 ヶ所多目的トイレ）
浴室	2 箇所（個浴浴槽 1、機械浴 1）
台所	1 箇所

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	有限会社和ケアセンターが設置経営する看護小規模多機能型居宅介護かんたき風(以下事業所という。)が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。 2 サービスの提供にあっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせる概ね週4日以上を目指す。 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。 5 看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、

	<p>利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行う。</p> <p>6 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携に努める。</p>
--	---

5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間（緊急対応含む）
サービス提供時間	基本時間 通い9:00～16:30 利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能 訪問 随時 泊まり 16:00～翌9:00
通常の実施地域	浦安市内
定員	登録定員 25人まで
	1日定員 通いサービス 15名以下 宿泊サービス 5名以下

* 24時間緊急対応体制をとっています。

6 職員勤務の体制

(年 月現在)

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1人		事業内容の調整 苦情対応	看護師
計画作成者	1人以上	1人以上	サービスの調整 相談業務	介護支援専門員
看護職員	3人以上	1人以上	看護業務 訪問看護	看護師、准看護師
介護職員	5人以上	1人以上	日常生活介護 訪問介護 調理	介護福祉士、介護職員
リハビリ	1人以上	1人以上	リハビリテーション	理学療法士、作業療法士
事務	1人以上	1人以上	事務業務・日常生活介護	無

7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、栄養士の作成した献立にもとづいて提供いたします。送迎については、利用者の状態により委託契約している介護タクシーまたは、かんたき風職員が行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や医療的ケアを提供いたします。
食事提供時間		朝食 7時30分 / 昼食 12時 / 夕食 18時 食事時間は個人の身体状況、希望等に合わせ、柔軟に対応いたします。

8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

9 利用料金

[介護保険の場合]

(1) 保険給付サービス

①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。
1ヶ月の定額制となります。

②月の途中で要介護度が変わった場合

要介護度が変わった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

③月途中より登録、終了された場合

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日。

：実際のサービス開始が月末1週間以内の場合は該当月利用料は日割り計算となります

終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) 1月あたりの利用料

基本料金（要介護度により利用額が変わります）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	13,481円	18,861円	26,513円	30,071円	34,015円

(3) 加算について（必要に応じて発生します）

加算名	加算の内容	1割負担の場合
② 初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については1日につき加算されます。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。	1日につき 33円
③ 認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	1月につき 823円
④ 認知症加算Ⅳ	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意志疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	1月につき 499円

⑤ サービス提供体制強化加算Ⅲ	常勤職員が全体の60%以上を占め、従業者ごとに研修計画を作成、実施または予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定	1月につき 379円
⑥ 訪問体制強化加算	訪問サービスの算定月における提供回数について、延べ訪問回数が1月あたり200回以上で算定	1月につき 1083円
⑦ 緊急時対応加算	24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合	1月につき 839円
⑧ 特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき Ⅰ 542円 又は Ⅱ 271円
⑨ 専門管理加算Ⅰ	・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者	1月につき 271円
⑨ 看護体制強化加算Ⅰ	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算 ※ターミナル件数等の条件による	1月につき 3,249円
⑩ 看護体制強化加算Ⅱ	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	1月につき 2,708円
⑪ 総合マネジメント体制強化加算	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対する加算	1月につき Ⅰ 1,303円 Ⅱ 868円
⑫ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,708円
⑬ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1回650円 (厚生労働大臣の定める状態は2回加算可)
⑭ 介護職員処遇改善加算	①の1月あたりのサービス利用料に①～⑩の該当加算の合算に加算	10.2%

※⑤・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫については、区分支給限度額対象外となります。

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修・居宅療養管理指導・訪問リハビリテーションに限られます。

(4) 短期利用時の料金 (1日あたりの利用料)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	619円	691円	765円	838円	909円

①加算について

加算名	加算内容	1割負担の場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	研修等を実施しており、かつ従業者の総数のうち常勤職員の占める割合が60%以上占めている場合の加算	1日につき 13円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1日あたりのサービス利用料とサービス提供体制強化加算Ⅱの合算に加算	10.2%

※短期利用時の要件

- かんたき風の宿泊室に空きがあり登録定員が25人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。
- 利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。
- 利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。

[医療保険の場合]

医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合は訪問回数の制限はありません。

訪問看護療養費				1割負担
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
	イ 看護師、作業療法士等	週3日まで	1日あたり	555円
		週4日目以降	1日あたり	655円
	ロ 准看護師	週3日まで	1日あたり	505円
		週4日目以降	1日あたり	605円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）（入院中一時的な外泊）			850円
	難病等複数回訪問加算 （週4回以上の訪問を算定できる方）	1日2回訪問	1回あたり	450円
		1日3回以上訪問	1回あたり	800円
	緊急時訪問看護加算		1日あたり	265円
	長時間訪問看護加算（特別指示、特別管理加算対象の方で90分を超える場合）	週1回まで	1回あたり	520円
	夜間・早朝加算（18:00～22:00、6:00～8:00）		1回あたり	210円
	深夜加算（22:00～6:00）		1回あたり	420円
	複数名訪問看護加算			
	イ 看護師、作業療法士等と訪問	週1回まで	1回あたり	450円
	ロ 准看護師と訪問	週1回まで	1回あたり	380円
ハ 看護補助者と訪問（別に厚生労働省が定める場合を除く）	週3回まで	1回あたり	300円	
ニ 看護補助者の場合（別に厚生労働省が定める場合に限る）	1日1回の場合		300円	
	1日2回の場合		600円	
	1日3回以上の場合		1000円	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	月の初日	1日あたり	740円
		2日目以降	1日あたり	298円
	24時間対応体制加算 （ご利用者様及びその家族様等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急訪問を行える場合に算定）		1月あたり	640円
	特別管理加算（胃瘻、気管切開、留置カテーテル、	I（重症度高い）	1月あたり	500円

酸素等の特別な管理が必要な利用者に対して)	Ⅱ	1月あたり	250円
退院時共同指導加算（退院（所）にあたり、看護師等が退院時共同指導を行った後、初回訪問時に算定）	1～2回	1回あたり	800円
特別管理指導加算（特別な管理が必要で、退院時共同指導を行った場合）		1回あたり	200円
退院支援指導加算（退院した当日の訪問看護）	退院日	1回あたり	600円
在宅患者連携指導加算（月2回以上、医療関係職種間で情報交換し利用者又はその家族に指導等を行った場合）	必要時	月1回まで	300円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（医療関係職種間でカンファレンスと療養上必要な指導を行った場合）	必要時	月2回まで	200円
訪問看護情報提供療養費 （保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合）		1月あたり	150円
ターミナルケア療養費	死亡月	1回のみ	2,500円

※厚生労働大臣が定める疾患

- ① 末期の悪性腫瘍
- ② 別に厚生労働大臣が定める疾病等

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の方

[精神科訪問看護（医療保険）の場合]

- 医師の指示（精神科訪問看護指示書）に基づき、健康保険法が適用されます。（但し、認知症の場合を除く）。
- 訪問回数は週3回を限度とします。

※但し、退院後3ヶ月以内の期間は週5日を限度。精神科特別訪問看護指示書の交付期間（急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある場合や、自宅で点滴注射等を受ける場合）は訪問回数に制限はありません。

訪問看護療養費			1割負担	
精神科	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
	看護師、作業療法士等（30分以上の場合）	週3日まで	1日あたり	555円
		週4日目以降	1日あたり	655円
	看護師、作業療法士等（30分未満の場合）	週3日まで	1日あたり	425円
		週4日目以降	1日あたり	510円
	訪問看護管理療養費	月の初め	1日あたり	740円
2日目以降		1日あたり	298円	
緊急時訪問看護加算		1日あたり	265円	

長時間訪問看護加算 (特別指示、特別管理加算対象の方で90分を超える場合)	週1回まで	1回あたり	520円
夜間・早朝加算(18:00~22:00、6:00~8:00)		1回あたり	210円
深夜加算(22:00~6:00)		1回あたり	420円
複数名訪問看護加算			
イ 看護師、作業療法士等の場合		1回あたり	450円
ロ 准看護師の場合		1回あたり	380円
ハ 看護補助者の場合	週1回まで	1回あたり	300円

※訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、ターミナルケア療養費については、医療保険と同様になります。
[保険外サービス利用料]

食費	朝食 500円 / 昼食 600円 / 夕食 600円 / 経管栄養の手技料 500円(1回)		
おむつ代	実費		
宿泊費	1泊 4,400円(消費税込)		
その他必要な物	実費		
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。特別な材料代等の実費		
医療費	診察、薬など実費		
エンゼルケア	一律 20,000円		
交通費	入退院時のタクシー利用及びご利用者様の状態に応じてストレッチャーを使用する場合はタクシー会社に直接支払となります。		
その他サービス ・受診の付き添い ・	受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合、以下の料金が発生します。但し、病状確認の為に主治医との面談及び緊急搬送は除くものとします。		
	サービス区分	提供時間	
		30分	60分
ヘルパーサービス	2,000円	4,000円	500円

[利用料の支払い方法]

指定口座引き落とし	自動振り込み利用申込書 手数料 165円(初回のみ330円)
当社宛に振込	振込先 三菱UFJ銀行 浦安支店(店番号 607) 口座番号 5383317
請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月15日過ぎに送付します。

●現金のお支払いも可能です。

10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消化、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	鎌田 和枝

防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により消防署に通報いたします。） 消火器・非常放送設備
------------------	---

1.1 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

1.2 協力医療機関

担当主治医	利用者様のかかりつけ医 又は 訪問看護指示書発行医
緊急当番病院	緊急搬送

1.3 苦情及び要望

- (1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。
- (2) 苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者 管理者（鎌田和枝） 電話 090 - 4932 - 9754
----------	------------------------------------

行政機関

広域行政組合	浦安市役所
市包括支援センター	ともづな（地域包括支援センター）
県運営適正化委員	千葉県介護保険課
県国民健康保険団体連合会	千葉県国保連合会

1.4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表・利用者の家族代表・民生委員・地域住民代表者・浜田市職員・当事業所について知見を有する方
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

1.5 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

1.6 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

1.7 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
----------	------------------

1 8 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・ 成年後見制度の利用支援をします。 ・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・ 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

1 9 第三者評価の実施は無し。(検討中)

2 0 サービス利用にあたっての留意事項

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面にに基づき重要事項説明を行いました。

事 業 者 有限会社 和ケアセンター 取締役 鎌田 和枝
千葉県浦安市富士見 1-10-21

事 業 所 看護小規模多機能型居宅介護 かんたき 風
千葉県浦安市富士見 1-7-16 (指定番号 1293200273)